

# 許認可等の統一的把握の 結果について

平成 21 年 12 月  
総務省行政評価局



# 許認可等の統一的把握の結果について

## 1 調査の概要

許認可等の統一的把握は、「昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）に基づき、総務省において各府省の協力を得て実施している。今回の調査（平成 21 年 3 月 31 日現在で把握）は、中央省庁等再編後に行われる 5 回目の把握であり、前回の調査（平成 19 年 3 月 31 日現在で把握）の後の 2 年間の許認可等の増減を調査している。

本調査においては、「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」を把握対象としている。

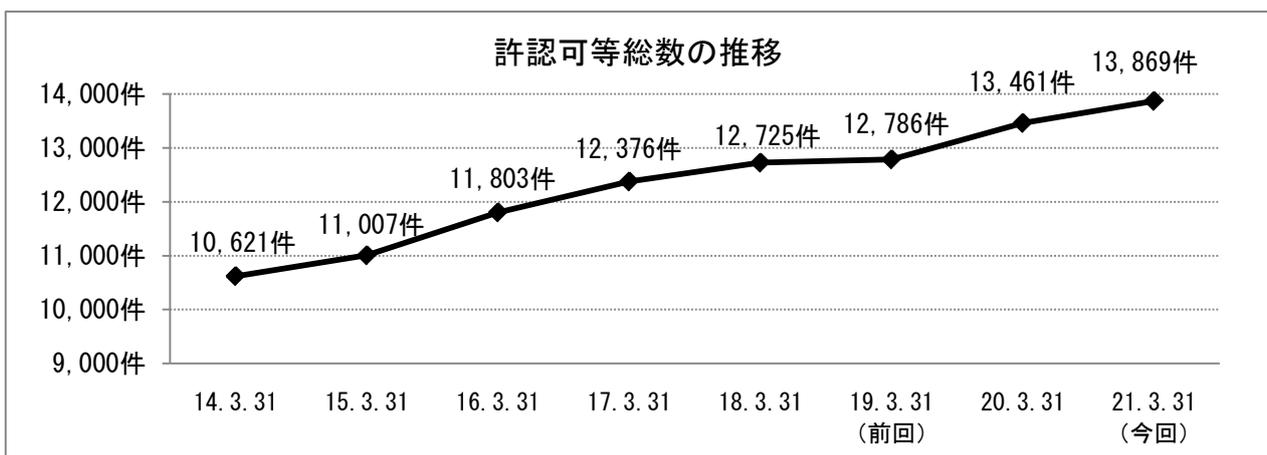
なお、この統一的把握においては、平成 21 年 3 月 31 日時点で既に公布されているが未施行の法令に基づく許認可等も含んでいる。

## 2 許認可等の総数及び内訳

平成 21 年 3 月 31 日現在で把握した国の許認可等の総数は、13,869 件である。平成 19 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までの 2 年間に於ける許認可等の増減は、増加数 1,441 件、減少数 358 件であり、前回調査（平成 19 年 3 月 31 日現在）における総数 12,786 件に比べ、今回調査の総数は 1,083 件の増加となっている。

	把握時点	許認可等の総数	増減数	増加数	減少数
(今回)	平成 21 年 3 月 31 日	13,869 件	1,083 件	1,441 件	358 件
	平成 20 年 3 月 31 日 (参考)	13,461 件			
(前回)	平成 19 年 3 月 31 日	12,786 件			

また、中央省庁等再編後の許認可等総数の推移は、次のとおりである（資料 1 参照）。



## (1) 府省別の許認可等件数

府省別の許認可等件数は、国土交通省 (2,613 件)、経済産業省 (2,240 件)、厚生労働省 (2,178 件)、金融庁 (1,901 件)、農林水産省 (1,443 件) 等となっている (詳細は資料 1 参照)。

## (2) 用語の分類別にみた許認可等の内訳

規制の手段としての許認可等を、用語に着眼し、権利を制限し、又は義務を賦課する程度に応じ分類すると、おおむね次のとおりとなる。

Aグループ： (強い規制)	一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等 (例：許可、認可、免許、指定等)
Bグループ： (中間の規制)	特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か 審査・判定し、これを公に証明する行為等 (例：認定、検査、登録等)
Cグループ： (弱い規制)	一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等 (例：届出、提出、報告等)

許認可等件数を用語の分類別にみると、次のとおりである。Cグループ (弱い規制：届出、提出、報告等) が全体の約 5 割 (48.8%) を占め、最も多くなっている (詳細は資料 2 参照)。

### 許認可等の用語分類別件数

(単位：件、%)

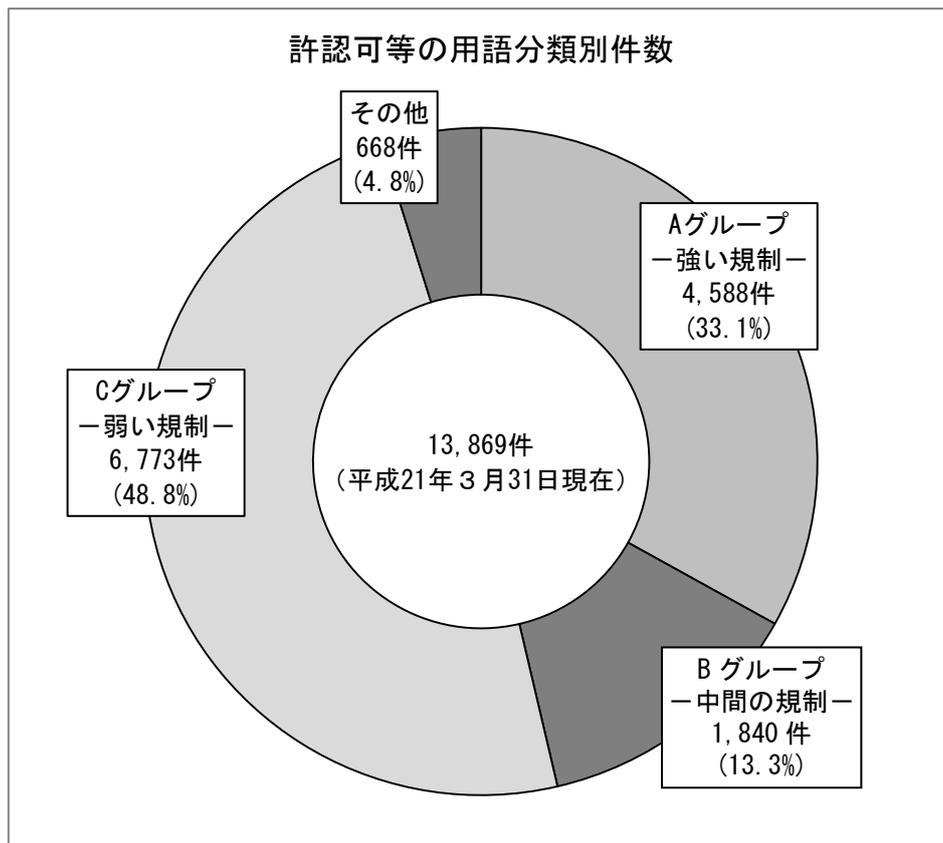
把握時点	Aグループ (強い規制) 許可、認可、指定等	Bグループ (中間の規制) 認定、検査、登録等	Cグループ (弱い規制) 届出、提出、報告等	その他	計
平成 21 年 3 月 31 日 現在 (今回)	4,588 (33.1)	1,840 (13.3)	6,773 (48.8)	668 (4.8)	13,869 (100)

#### 【参考】

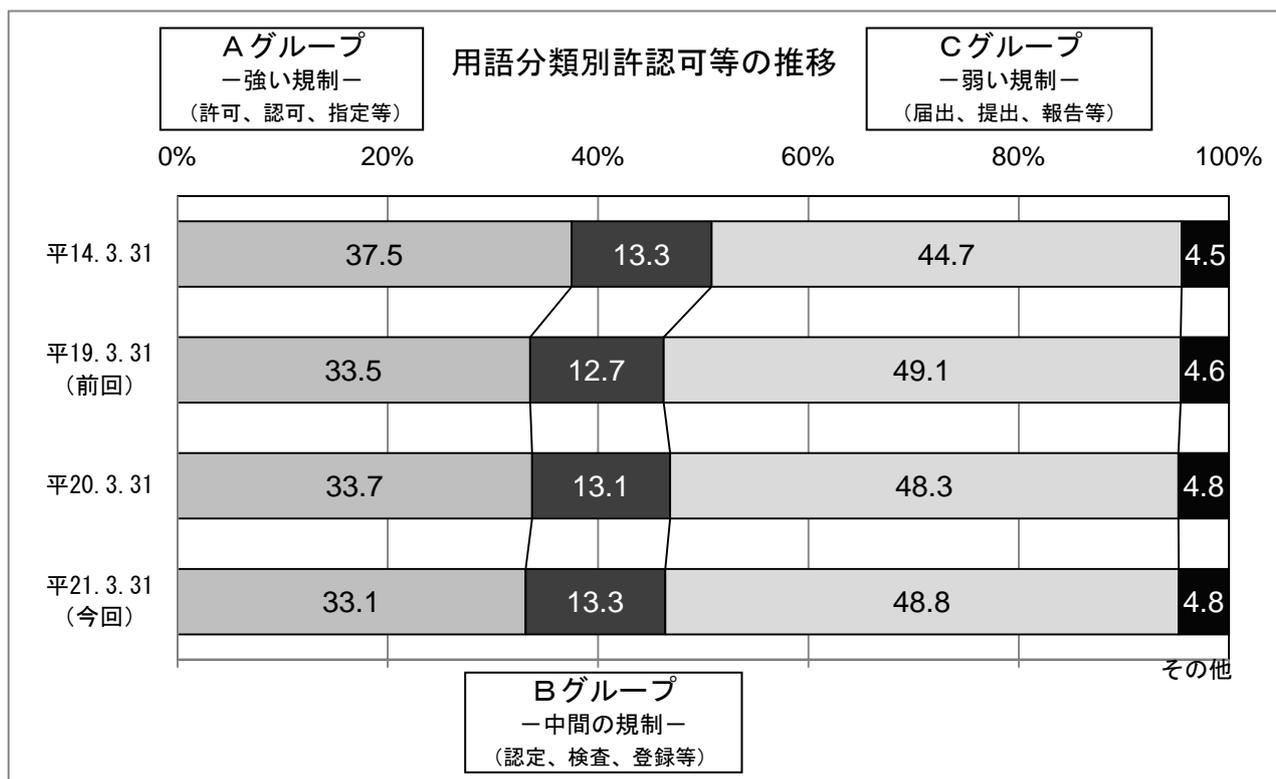
平成 19 年 3 月 31 日 現在 (前回)	4,286 (33.5)	1,629 (12.7)	6,280 (49.1)	591 (4.6)	12,786 (100)
-----------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-----------------

(注) 1 「その他」は、書換、更新、講習等である。

2 ( ) 内は、構成比である。



また、許認可等総数に占める用語分類別の割合をみると、強い規制の許認可等の割合は低下の傾向にあり、一方で、弱い規制の許認可等の割合は増加の傾向にあり、許認可等全体として、強い規制から弱い規制への移行がみられる。



### (3) 根拠法令別にみた許認可等の内訳

許認可等が規定されている根拠法令（告示を含む。以下同じ。）についてみると、法律に規定されているものの全体に占める割合が70.7%、政令に規定されているものの割合が3.5%、省令に規定されているものの割合が23.4%となっている（詳細は資料3参照）。

#### 許認可等の根拠法令別件数

(単位：件、%)

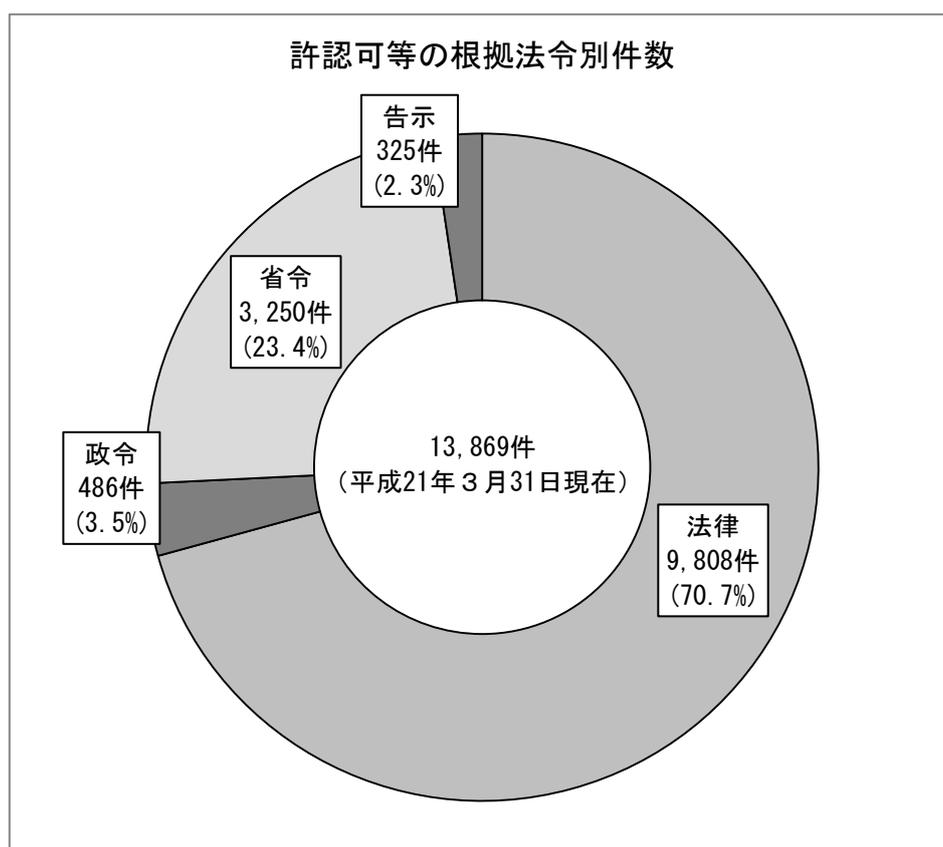
把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成21年3月31日	9,808	486	3,250	325	13,869
現在(今回)	(70.7)	(3.5)	(23.4)	(2.3)	(100)

#### 【参考】

平成19年3月31日	9,299	470	2,765	252	12,786
現在(前回)	(72.7)	(3.7)	(21.6)	(2.0)	(100)

(注) 1 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

2 ( )内は、構成比である。



また、許認可等が規定されている法律数は、494法律となっている。

#### 許認可等規定法令数

区分	法律	政令	省令	告示	計
法令数	494	113	520	99	1,226

### 3 許認可等件数の変動の背景

許認可等件数が増加・減少した主な理由は、社会経済情勢の変化に応じた新たな行政ニーズへの対応に伴う法令の制定・改廃によるものである。

#### (1) 消費者の安全・保護に関する例

##### ○ 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 74 号）関係（新設 16 件：経済産業省）

最近の訪問販売等における購入者等の被害が増加している状況にかんがみ、購入者等の利益の保護等を図るため、割賦販売法において、個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、クレジット業者に対し、指定信用機関を利用した支払能力調査を義務付け、「個別信用購入あっせん業者の登録」、「特定信用情報提供等業務を行う者の指定」、「特定信用情報機関の報告書の提出」等 16 件を新設

##### ○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）の制定関係（新設 21 件：国土交通省）

住宅の備えるべき安全性その他の品質又は性能を確保するためには、住宅の瑕疵の発生の防止が図られるとともに、住宅に瑕疵があった場合においてはその瑕疵担保責任が履行されることが重要であることにかんがみ、建設業者による住宅建設瑕疵担保保証金の供託、宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託、住宅に係る瑕疵担保責任の履行によって生ずる損害をてん補する一定の保険の引受け等を行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定等の制度を創設し、「住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出」、「住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出」、「住宅瑕疵担保責任保険法人の指定」等 21 件を新設（省令によるものを含む。）

##### ○ 消費生活協同組合法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 47 号）関係（新設 13 件、廃止 5 件：厚生労働省）

最近の消費生活協同組合を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、組合員の保護の観点から、最低限保有すべき出資金額の基準の設定等消費生活協同組合等の行う共済事業の健全な運営を確保するための措置を講じ、「貸付事業規約の設定、変更、廃止の認可」、「価格変動準備金に係る認可」、「価格変動準備金の取り崩しの認可」等 13 件を新設、「掛金及び共済金の最高限度の例外の許可」、「清算結了の届出」、「寄附金の額の承認」等 5 件を廃止（省令及び告示によるものを含む。）

##### ○ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）の制定関係（新設 10 件：農林水産省、環境省）

最近における愛がん動物用飼料の製造及び流通をめぐる状況等の変化にかんがみ、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るため、愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行い、「愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の届出」、「愛がん動物用飼

料の製造業者又は輸入業者の事業廃止の届出」、「愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の事業承継の届出」等 10 件を新設

## (2) 事業活動の促進に関する例

- 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 36 号）関係（新設 36 件、廃止 10 件：警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

我が国経済の持続的な発展を図るためには産業活力の再生及び産業技術力の強化による経済の生産性の向上が重要であることにかんがみ、産業活力の再生のため、経営資源の外部からの導入や異分野の経営資源の融合による事業革新を支援する措置、事業再生の円滑化のための措置、事業活動の安定に資する通常実施権の保護のための措置等を講ずるとともに、産業技術力の強化のため、技術経営力の強化に寄与する人材の養成等の措置を講じ、「技術活用事業革新計画の認定」、「経営資源融合計画の認定」、「認証紛争解決事業者の認定」等 36 件を新設、「特定施設撤去等に係る課税の特例の確認」等 10 件を廃止

- 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）の制定関係（新設 13 件：総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

近年の経済構造の変化を踏まえ、地域における中小企業の事業活動を促進することにより地域経済の活性化を図るため、中小企業による地域産業資源を活用した商品の開発、生産又は需要の開拓等を促進するための措置を講じ、「地域産業資源活用事業計画の認定」、「課税の特例の確認」等 13 件を新設

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）の制定関係（新設 14 件：経済産業省）

我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、中小企業における経営の承継の円滑化を図るため、遺留分に関し民法の特例を定めるとともに、中小企業者が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講じ、「遺留分に関する民法の特例の確認」、「支援措置の認定」、「特別相続認定中小企業者の年次報告」等 14 件を新設（省令によるものを含む。）

- 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）の制定関係（新設 26 件：警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動により、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図ることが、国民経済の健全な発展に重要な役割を果たすことにかんがみ、①農商工等連携事業計画の策定及び支援制度、②農商工等連携

支援事業計画の策定及び支援制度を創設し、「農商工等連携事業計画の認定」、「農商工等連携支援事業計画の認定」、「課税の特例の確認」等 26 件を新設

**○ 信用保証協会法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 60 号）関係（新設 14 件：金融庁、経済産業省）**

信用保証協会の債務の保証及び回収の一層の円滑化及び効率化並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、信用保証協会の債務保証業務に関する情報の提供等を行う保証業務支援機関の制度を創設し、「保証業務支援機関の指定」、「保証業務支援機関の業務規定の認可」、「支援業務に係る事業計画書及び収支予算書の提出」等 14 件を新設

**○ 水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 78 号）関係（新設 40 件、廃止 16 件：金融庁、農林水産省）**

最近における漁業及び漁業協同組合等をめぐる諸情勢の変化に対応して、漁業協同組合、漁業信用基金協会等の健全な発展を図るため、漁業協同組合等が行う共済事業及び漁業信用基金協会が行う事業の健全な運営を確保するための措置を講ずる。

**【水産業協同組合法関係】**

漁業協同組合について、共済契約者の保護に関する規定の整備等を行い、「共済規程の軽微な事項等に係る変更の届出」、「価格変動準備金の不積立の認可」、「契約条件変更に係る承認」等 36 件を新設、「子会社等の所有等の届出」、「積み立てる責任準備金の種類及び額の特例の承認」、「組合又は連合会の届出」等 16 件を廃止（省令によるものを含む。）

**【中小漁業融資保証法関係】**

漁業信用基金協会について、特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域内に住所又は事業場のいずれをも有しない特定中小漁業者等に対し資金の貸付けを行う金融機関に対して、資金の供給を行うことができるとともに、同協会の組織再編を図るため、事業譲渡を行うことができるとし、「区域外業務の承認」、「事業の譲渡又は譲受けの認可」 4 件を新設

**（3）地球環境の保護・保全に関する例**

**○ 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 67 号）関係（新設 10 件：警察庁、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）**

京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行するため、また、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針を策定するとともに、温室効果ガス算定・報告・公表制度を見直し、「温室効果ガス算定排出量の報告（連鎖化事業者）」 10 件を新設

○ エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 47 号）関係（新設 40 件：警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するため、工場等に関するエネルギー管理の義務の対象を工場等ごとから事業者ごとに変更し、フランチャイズチェーンについても、一事業者として捉え、事業者単位の規制と同様の規制を導入し、「特定事業者の指定」、「エネルギー管理統括者の選任又は解任の届出」、「特定連鎖化事業者の設置している工場に係るエネルギーの使用の合理化の目標の達成のための中長期的な計画の提出」等 40 件を新設

○ 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 48 号）関係（新設 30 件：経済産業省）

地球温暖化の防止に向けて、石油製品にエタノール等を混和することにより生産される揮発油等の利用拡大が見込まれる状況にかんがみ、当該揮発油等の適正な品質を確保するため、石油製品にエタノール等石油製品以外の一定の物を混和することにより品質を調整した揮発油又は軽油を生産する事業者に対する登録制度を創設し、「揮発油特定加工業者の登録」、「揮発油特定加工業者の地位の承継の届出」、「軽油特定加工業者の登録」等 30 件を新設（省令によるものを含む。）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 62 号）関係（新設 9 件：環境省）

1972 年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書の実施等に伴い、油、有害液体物質等及び廃棄物を海底の下に廃棄することを禁止するとともに、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に係る許可制度を創設し、「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可」、「監視結果の報告」、「海底下廃棄事業の相続の承認」等 9 件を新設

○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）の制定関係（新設 12 件：農林水産省、経済産業省、環境省）

農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化の重要性にかんがみ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するため、基本方針の策定並びに生産製造連携事業計画及び研究開発事業計画の認定について定めるとともに、これらの計画の認定を受けた者に対する農業改良資金助成法、中小企業投資育成株式会社法、種苗法等の特例を創設し、「生産製造連携事業計画の認定」、「生産製造連携事業計画の変更の認定」、「研究開発事業計画の認定」等 12 件を新設

#### (4) 金融に関する例

##### ○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 65 号）関係（新設 38 件：金融庁、農林水産省）

###### 【金融商品取引法関係】

金融に関する知識を有する特定の投資家に参加者を限定した市場を創設するとともに、投資信託商品の多様化、金融商品取引業者に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講じ、「特定投資家等取得有価証券一般勧誘の届出」、「取締役等の就任等に係る届出（第一種金融商品取引業以外の有価証券関連業を行う者）」、「金融商品取引所の兼業の認可」等 7 件を新設（政令によるものを含む。）

###### 【銀行法等関係】

外国銀行代理業務に関する特則を設け、「外国銀行代理業務に係る認可」、「外国銀行代理銀行の所属外国銀行に係る届出」、「外国銀行代理業務に関する報告書の提出」等 31 件を新設（省令によるものを含む。）

##### ○ 証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）関係（新設：10 件、廃止 46 件：金融庁、農林水産省、経済産業省）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）の施行に伴い、証券取引法施行令等が改正され、「契約の解除又は変更の承認」、「営業保証金の全部の取戻し承認」、「説明書類の縦覧期限の承認」等 10 件を新設、外国証券業者に関する内閣府令等が廃止・改正され、「兼職変更届出書の提出」、「金利感応度の分析に係る承認」、「内部管理モデル方式の承認」等 46 件を廃止

##### ○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 90 号）関係（新設：12 件：金融庁、農林水産省、厚生労働省）

金融機関等をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の強化等を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、「優先出資の引受け等を行うかどうかの決定」、「協同組織金融機能強化方針等の提出」、「協同組織金融機能強化方針の変更の承認」等 12 件を新設

##### ○ 電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）の制定関係（新設：32 件：金融庁、法務省）

金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定め

ることにより、電子記録債権制度を創設し、「電子債権記録業を営む者の指定」、「業務及び財産に関する報告書の提出」、「定款又は業務規程の変更の認可」等 32 件を新設（省令によるものを含む。）

#### （５）通信・放送の環境整備に関する例

##### ○ 放送法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 136 号）関係（新設 21 件、廃止 3 件：総務省）

###### 【放送法、電気通信役務利用放送法関係】

放送事業者について、① 2 以上の地上系一般放送事業者を子会社とする持株会社の制度（認定放送持株会社制度）の創設、② 有料放送管理業務の制度化、③ 有料放送の料金に関する規制緩和（多重放送以外の放送（人工衛星の無線局により行われるものを除く。）による有料放送の役務の料金を認可制から事前届出制に変更）等を行い、「有料放送管理業務の開始の届出」、「認定放送持株会社の認定」、「事業を承継した場合の認定放送持株会社の地位の承継の認可」等 17 件を新設、「人工衛星の無線局により行われる有料放送（多重放送以外）の役務の提供料金についての届出」、「人工衛星の無線局により行われる有料放送（多重放送以外）の役務の提供料金についての変更の届出」及び「委託放送業務についての特例の届出」の 3 件を廃止（省令によるものを含む。）

###### 【電波法関係】

無線局の開設に関するあっせん・仲裁手続の創設等、電波の有効利用を促進するための制度を設け、「非常時運用人による無線局の運用に係る届出」、「登録人以外の者による登録局の運用に係る届出」、「有料放送管理業務の開始の届出」等 4 件を新設（省令によるものを含む。）

##### ○ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）の制定関係（新設 6 件：総務省、経済産業省）

インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講じ、「フィルタリング推進機関の登録」、「フィルタリング推進機関の登録変更の届出」等 6 件を新設

#### （６）交通の利便の向上等に関する例

##### ○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の制定関係（新設 27 件：国土交通省）

地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村による地域公

公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に必要な関係法律の特例のほか、複数の旅客運送事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する新地域旅客運送事業の円滑化を図るための鉄道事業法に係る事業許可の特例等について定め、「軌道運送高度化実施計画の認定」、「道路運送高度化実施計画の認定」、「海上運送高度化実施計画の認定」等 27 件を新設

○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 75 号）関係（新設 14 件、廃止 1 件：国土交通省）

【空港整備法】

空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港機能施設の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度を創設し、「空港供用規程の認可」、「空港機能施設事業者の指定」、「旅客取扱施設利用料の認可」等 12 件を新設

【航空法】

空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け等の措置を講じ、「空港保安管理規程の届出」及び「空港保安管理規程の変更の届出」の 2 件を新設、「公共飛行場管理規程の設定、変更の認可」の 1 件を廃止

(7) その他諸制度の改革等に関する例

○ 公認会計士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 99 号）関係（新設 29 件：金融庁）

監査業務の複雑化及び高度化が進展する中で監査をめぐる不適正な事例が生じている現状にかんがみ、公認会計士及び監査法人について、その独立性の確保に係る規定の整備、課徴金納付命令等その業務の適正性の確保に係る制度の創設を行うとともに、監査法人の社員の資格の拡大並びに有限責任監査法人制度及び外国監査法人等に係る届出制度を創設し、「特定社員の登録」、「有限責任監査法人の登録」、「外国監査法人の届出」等 29 件を新設（省令によるものを含む。）

○ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）関係（新設 12 件：文部科学省、厚生労働省）

近年の社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、社会福祉士及び介護福祉士の資質の確保及び向上並びに社会福祉士の活用の場の充実を図るため、これらの資格の取得方法及び身体障害者福祉司等の任用の資格の見直し等を行い、「准介護福祉士の登録」、「社会福祉に関する科目の確認」、「社会福祉に関する科目の確認の取消し」等 12 件を新設（省令によるものを含む。）

○ 消防法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 301 号）関係（新設 18 件：総務省）

大規模な建築物その他の工作物における火災その他の災害の防止を図るため、当

該工作物における自衛消防組織の設置及び火災以外の災害による被害の軽減のための管理体制の整備を義務付ける等の必要から、「自衛消防組織の業務に関する講習に係る登録講習機関の登録」、「防災管理に関する講習に係る講習機関の登録」、「防災管理点検に関する講習に係る登録講習機関の登録」等 18 件を新設

**○ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 55 号）関係（新設 121 件：厚生労働省）**

法令等に基づき国の指定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、労働安全衛生法令に基づく指定等法人の事務・事業に関して見直しを行い、労働安全衛生規則等の関係法令の規定を整備し、「指定産業医研修機関の指定」、「指定産業医研修機関の業務規程の届出」、「産業医研修の結果報告の提出」等 121 件を新設

**○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（平成 20 年国家公安委員会規則第 17 号）関係（新設 20 件：警察庁）**

**【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係】**

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第 1 条の規定によるダンス教授講習の指定に関する手続、②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第 2 条第 1 項の規定によるダンス教授試験の指定に関する手続を定め、「ダンスの教授に関する講習の指定」、「年度事業計画書の提出」、「ダンス教授試験の指定」等 12 件を新設

**【道路交通法関係】**

①原動機を用いる歩行補助車等の型式認定試験を行う法人、②外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有するとして指定された法人に係る規定を整備し、「事業計画等の提出」、「事業計画等の変更の提出」、「事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録の提出」等 8 件を新設

**○ 公益法人制度改革関係（廃止 88 件：内閣府、金融庁、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）**

公益法人制度改革により、公益社団法人及び公益財団法人の認定並びにこれらに対する監督を独立した委員会等の関与の下で内閣総理大臣又は都道府県知事が行う制度が創設されたことに伴い、従来、各府省が定めていた公益法人の設立及び監督に関する事項が廃止され、「公益法人の設立登記完了の届出」、「公益法人の事業計画書及び収支予算書の届出」、「監事を置いたときの届出」等 88 件を廃止

## 【参考】規制緩和等の改革と許認可等の件数との関係

許認可等の件数は、①許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条）ごとに1事項として数える、②同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える等の「許認可等の実態の統一的把握基準」（参考1参照）に基づいて把握している。

一方、規制緩和等の改革の態様は、①規制の廃止、②規制対象範囲の縮小、③規制基準の緩和、④強い規制から弱い規制への緩和など、様々なケースがある。このため、法律の廃止等規制自体が廃止される場合は、その根拠条項も廃止されるため、当然、許認可等の件数は減少するが、規制対象範囲の縮小、規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項が残るため、許認可等の件数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可であったものの一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項が新たに設けられるなど、件数が増加する場合もある。

(資料 1)

## 中央省庁等再編後の府省別許認可等件数の推移

(単位：件)

府 省 名	再編後 第 1 回 調査	第 2 回	第 3 回		第 4 回		第 5 回		b - a
	平成 14 年 3 月 31 日 現在 (a)	平成 15 年 3 月 31 日 現在	平成 16 年 3 月 31 日 現在	平成 17 年 3 月 31 日 現在	平成 18 年 3 月 31 日 現在	平成 19 年 3 月 31 日 現在	平成 20 年 3 月 31 日 現在	平成 21 年 3 月 31 日 現在 (b)	
内 閣 府	77	77	81	81	80	95	109	101	24
公正取引委員会	25	23	23	23	23	23	23	23	-2
国家公安委員会	117	117	120	126	125	125	203	225	108
金 融 庁	1,421	1,501	1,634	1,736	1,845	1,782	1,859	1,901	480
総 務 省	575	604	650	663	669	673	677	698	123
法 務 省	237	278	285	297	299	294	334	338	101
外 務 省	47	47	51	51	50	43	56	50	3
財 務 省	727	734	771	772	809	831	904	922	195
文部科学省	566	573	586	622	636	636	689	689	123
厚生労働省	1,543	1,602	1,862	1,910	1,894	1,936	2,051	2,178	635
農林水産省	1,114	1,132	1,219	1,323	1,383	1,379	1,426	1,443	329
経済産業省	1,866	1,935	1,997	2,038	2,058	2,069	2,101	2,240	374
国土交通省	2,042	2,058	2,161	2,343	2,437	2,485	2,576	2,613	571
環 境 省	229	291	325	353	379	384	408	411	182
防 衛 省	35	35	38	38	38	31	45	37	2
計	10,621	11,007	11,803	12,376	12,725	12,786	13,461	13,869	3,248

(資料2)

## 用語別許認可等件数

(単位：件、%)

用語別	第1回		第2回		第3回				第4回				第5回				
	平 14. 3. 31 現在		平 15. 3. 31 現在		平 16. 3. 31 現在		平 17. 3. 31 現在		平 18. 3. 31 現在		平 19. 3. 31 現在		平 20. 3. 31 現在		平 21. 3. 31 現在		
	件数	構成比															
Aグループ	許 可	809	7.6	827	7.5	820	6.9	836	6.8	823	6.5	802	6.3	886	6.6	888	6.4
	認 可	1,677	15.8	1,777	16.1	1,864	15.8	1,915	15.5	1,798	14.1	1,775	13.9	1,814	13.5	1,819	13.1
	免 許	75	0.7	78	0.7	78	0.7	79	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0.6
	承 認	1,069	10.1	1,087	9.9	1,150	9.7	1,205	9.7	1,269	10.0	1,295	10.1	1,338	9.9	1,359	9.8
	指 定	312	2.9	327	3.0	313	2.7	300	2.4	290	2.3	288	2.3	295	2.2	314	2.3
	承諾等	43	0.4	49	0.4	49	0.4	49	0.4	48	0.4	49	0.4	132	1.0	131	0.9
小 計	3,985	37.5	4,145	37.7	4,274	36.2	4,384	35.4	4,305	33.8	4,286	33.5	4,542	33.7	4,588	33.1	
Bグループ	認 定	601	5.7	635	5.8	670	5.7	649	5.2	655	5.1	642	5.0	774	5.7	823	5.9
	確 認	141	1.3	137	1.2	151	1.3	148	1.2	151	1.2	152	1.2	161	1.2	166	1.2
	証 明	84	0.8	82	0.7	78	0.7	78	0.6	78	0.6	80	0.6	81	0.6	80	0.6
	認 証	26	0.2	28	0.3	21	0.2	21	0.2	21	0.2	21	0.2	23	0.2	23	0.2
	試 験	109	1.0	111	1.0	110	0.9	109	0.9	110	0.9	111	0.9	111	0.8	111	0.8
	検 査	212	2.0	212	1.9	205	1.7	205	1.7	213	1.7	213	1.7	203	1.5	203	1.5
	検 定	28	0.3	27	0.2	21	0.2	20	0.2	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1
	登 録	184	1.7	190	1.7	304	2.6	346	2.8	359	2.8	367	2.9	369	2.7	391	2.8
審査等	24	0.2	24	0.2	26	0.2	26	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	
小 計	1,409	13.3	1,446	13.1	1,586	13.4	1,602	12.9	1,630	12.8	1,629	12.7	1,765	13.1	1,840	13.3	
Cグループ	届 出	3,247	30.6	3,350	30.4	3,812	32.3	4,105	33.2	4,370	34.4	4,376	34.2	4,489	33.3	4,680	33.7
	提 出	699	6.6	714	6.5	738	6.3	778	6.3	842	6.6	870	6.8	966	7.2	1,016	7.3
	報 告	652	6.1	691	6.3	717	6.1	759	6.1	784	6.2	797	6.2	814	6.0	833	6.0
	交 付	80	0.8	85	0.8	94	0.8	100	0.8	100	0.8	103	0.8	105	0.8	105	0.8
	申告等	71	0.7	90	0.8	107	0.9	110	0.9	119	0.9	134	1.0	133	1.0	139	1.0
小 計	4,749	44.7	4,930	44.8	5,468	46.3	5,852	47.3	6,215	48.8	6,280	49.1	6,507	48.3	6,773	48.8	
その他	478	4.5	486	4.4	475	4.0	538	4.3	575	4.5	591	4.6	647	4.8	668	4.8	
合 計	10,621	100.0	11,007	100.0	11,803	100.0	12,376	100.0	12,725	100.0	12,786	100.0	13,461	100.0	13,869	100.0	

Aグループ（強い規制）：一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

Bグループ（中間の規制）：特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等

Cグループ（弱い規制）：一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等

(資料3)

## 府省別・根拠法令別許認可等件数

(単位：件、%)

府 省 名	前 回 平成 19 年 3 月 31 日 現在 (a)	(参 考) 平成 20 年 3 月 31 日 現在	今 回 平成 21 年 3 月 31 日 現在 (b)					b - a
				法律	政令	省令	告示	
内 閣 府	95	109	101	54	8	33	6	6
公正取引委員会	23	23	23	21	0	2	0	0
国家公安委員会	125	203	225	117	4	93	11	100
金 融 庁	1,782	1,859	1,901	1,531	59	302	9	119
総 務 省	673	677	698	438	9	226	25	25
法 務 省	294	334	338	220	7	104	7	44
外 務 省	43	56	50	15	1	28	6	7
財 務 省	831	904	922	683	76	153	10	91
文 部 科 学 省	636	689	689	404	63	172	50	53
厚 生 労 働 省	1,936	2,051	2,178	1,216	144	713	105	242
農 林 水 産 省	1,379	1,426	1,443	1,176	28	230	9	64
経 済 産 業 省	2,069	2,101	2,240	1,733	26	464	17	171
国 土 交 通 省	2,485	2,576	2,613	1,910	37	612	54	128
環 境 省	384	408	411	284	23	94	10	27
防 衛 省	31	45	37	6	1	24	6	6
計 (構成比)	12,786	13,461	13,869 (100.0)	9,808 (70.7)	486 (3.5)	3,250 (23.4)	325 (2.3)	1,083

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。

(参考1)

## 許認可等の実態の統一的把握基準

### 1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付、等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

### 2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。

(注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

(参考2)

## 許認可等の実態把握に係る閣議決定等

### ○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）

（昭和60年7月22日臨時行政改革推進審議会答申）

#### （2）今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

### ○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）

（昭和60年9月24日閣議決定）

#### 5 規制行政

##### （1）規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

### ○ 昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

（昭和60年12月28日閣議決定）

#### 4 行政事務

##### （1）許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。